

# 大学発先端研究成果展開支援事業業務委託仕様書

## 1 事業の趣旨

滋賀県内大学が保有する先端研究分野の有望なシーズを対象に、研究を推進し、エビデンス検証や知的財産権の取得支援、実証実験を通じて技術の高度化と事業化につなげる。これにより、将来の国プロ獲得や本県産業の振興(成長産業の創出・強化)を目指す。

## 2 業務の名称

大学発先端研究成果展開支援事業業務

## 3 業務の期間

令和8年6月9日(予定)から令和9年2月26日まで

## 4 作業場所等

委託業務実施に係る作業場所、使用機器および使用材料は、受託者で準備すること。

## 5 委託業務の内容

### (1)研究のテーマ

企画提案者は、以下の観点を踏まえ、先端かつ事業化可能性の高い研究テーマを設定し、研究を提案、実施すること。以下のいずれかの分野に関連する先端研究テーマを設定し、研究を実施すること。

- ア 国の日本成長戦略会議で位置づけられている戦略17分野の「主要な製品・技術等」に関連する研究テーマ
- イ 本県の産業振興ビジョンに寄与しうる企業連携・共同研究を推進できる研究テーマ
- ウ 学術的追究に留まらず、社会実装や産業応用、地域経済への波及効果を意識した研究テーマ
- エ 将来的に国プロ申請を目標とした研究テーマ

### (2)研究内容例

- ア 事業化を念頭に置いた基礎検証、エビデンスの積み上げ
- イ 知的財産権の取得支援、ライセンス可能な技術開発
- ウ 実証実験や社会実装に向けた取組
- エ 地元企業・産業界との連携、マッチングを通じた応用展開の推進

### (3)実施条件

- ア 研究は学術的追究に終始せず、社会実装・産業応用を見据えた戦略性を有すること。

- イ 企業等の産業界や他機関との連携体制を構築し、地域経済振興につながる成果の創出を目指すこと。
- ウ 研究成果は県および関係機関で共有し、適切に管理・公表すること。
- エ 本事業により得られた研究成果は、本事業の目的である県の産業振興施策への展開を念頭に、得られた成果を活用して国等の競争的資金の獲得、県内企業の参画促進および産学官連携の強化を図り、社会実装による成長産業・先端産業の創出につなげていくことを目標とする。

## 6 備品の取り扱いについて

- (1) 研究に必要な備品については、原則として購入ではなくリースにより対応するものとする。
- (2) やむを得ず購入する場合は、その理由を添付の「備品購入必要理由書」に明示し、提出すること。
- (3) 研究により取得した設備等(備品を含む)の所有権は、すべて発注者に帰属するものとする。
- (4) 受注者は、履行期間終了後も当該設備等を使用する場合、発注者と物品貸付契約を締結するものとする。

## 7 委託業務完了後に提出する書類

- (1) 完了報告書(企画内容、実施状況、成果の詳細を含む)
- (2) 委託費使途明細書
- (3) その他県が指定する関連資料

## 8 再委託について

研究の一部を再委託する場合は、県の事前承認を得ること。

## 9 成果報告会の開催(予定)

現時点では、成果報告会の開催については未定であるが、開催の場合には、滋賀県商工労働部イノベーション推進課が主催する報告会において、研究成果の発表を行うことを求めるものとする。

## 10 留意事項

- (1) 研究においては、関連法規、倫理指針及び県の規定を遵守すること。
- (2) 軍事研究目的は禁止する。
- (3) 研究成果の公開や特許出願にあたっては県と事前協議すること。

### 備品購入必要理由書

設備装置名	
メーカー名・型番	
装置性能	
装置の説明	
必要理由	<p>【研究開発に必要な理由等】</p> <p>【リースではなく、購入が必要な理由】</p> <p>【使用頻度】</p> <p>【購入予定金額】</p> <p>【関係企業・ベンダーとの調整状況（リース不可の確認根拠）】</p> <p>【購入後の管理・保守体制】</p>